

石狩市職員の採用試験

受付期間▶ 1月10日(木)～25日(金) 8:45～17:15 (土日祝日は受付不可)

※郵送の場合は、1月25日までの消印のあるものに限って受け付けます。なお、受付期間後の消印が押された場合は、理由のいかんを問わず受理しません

採用職種および採用予定者数		一般行政職／①管理栄養士 1人 ②保健師 若干名 ※採用予定者数については、今後の事業計画等により変更する場合があります	
受験資格	①昭和53年4月2日以降に生まれた者・管理栄養士の資格を有する者 ②昭和53年4月2日以降に生まれた者・保健師の資格を有する者または平成20年6月までに資格取得見込みの者 ●身体に障がいのある者は、自力で通勤でき、かつ、介護者なしで勤務できること ●国籍は問いません。ただし、就職が制限されている在留資格者は受験できません(採用後配置される職務等に一部制限があります) ●地方公務員法第16条に規定される下記のいずれかに該当する者は受験できません ・成年被後見人および被保佐人 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者 ・石狩市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者	日時場所	日時 2月3日(日)9:30～ 場所 石狩市役所 石狩市花川北6条1丁目30番地2
		試験内容	試験科目 論文試験(1時間)、面接試験 ※応募者多数の場合は、面接試験日を変更する場合があります ※詳細の試験時間等は、願書提出者に通知します
		受験手続き	石狩市職員採用資格試験受験申込書(指定様式)に本人が必要事項を記入し、写真を張って受付期間内に持参または郵送により提出してください。なお、受験申込書の郵送を希望される方は、返信用封筒(A4サイズ、120円切手貼付)を下記の申込先まで送付してください。
		給与の概要	平成19年4月1日現在の大学新卒者の初任給は170,200円です。なお、採用前の職歴等に応じて加算されることもあります。また、扶養手当、住居手当、通勤手当などがそれぞれの支給要件に応じて毎月支給されるほか、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当が支給されます。
採用予定	4月1日	問合せ	〒061-3292 花川北6条1丁目30番地2 職員課 ☎72-3151 ✉syokuin@city.ishikari.hokkaido.jp

臨時職員登録者・非常勤職員募集

市では、事務補助等を行う臨時職員の平成20年度登録者を募集しています。併せて非常勤職員も募集します。臨時職員・非勤職員の採用については書類選考の上、面接を行い決定します。面接の日程については後日連絡します。
※履歴書等は返却しませんのでご了承ください

臨時		非常勤	
職種	臨時事務員(一般事務)	①臨時保育士 ②臨時調理員	職種 家庭児童相談員
勤務場所	市役所、厚田支所、浜益支所およびそのほかの出先機関	市立保育所(厚田・浜益区内含む)	勤務場所 こども相談センター(市役所2階)
任用期間	6カ月以内		勤務時間 月～金曜 週29時間以内(変則勤務あり)
勤務時間	月～金曜8:45～17:15	保育所によって異なります	業務内容 18歳未満の児童に関する養育、性格行動、不登校、虐待などに関する相談援助業務
業務内容			賃金報酬 月額142,500円 交通費は、市の規定により別途支給
賃金報酬	日額5,500円 交通費は、市の規定により別途支給	①日額6,100円 ②日額5,200円 交通費は、市の規定により別途支給	応募資格 次のいずれかに該当する方。 ①学校教育法に基づく大学において児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業または平成19年度卒業見込みの方 ②3年以上児童福祉業務または相談業務に従事した経験のある方 ③社会福祉士 ④精神保健福祉士 ⑤看護師 ⑥保健師
応募資格	①保育士登録をしている方 ②調理師免許を有している方または給食調理業務に関心がある方		任用期間 4月1日～平成21年3月31日
登録期間	4月1日～平成21年3月31日		応募方法 履歴書(写真貼付)を持参または郵送(当日消印有効)
応募方法	履歴書(写真貼付)を持参または郵送(当日消印有効)	履歴書(写真貼付)および各種資格を証明する書類の写しを持参または郵送(当日消印有効)	募集期間 1月7日(月)～31日(木)
その他	任用期間により社会保険・雇用保険が適用になります		その他 任用期間により社会保険・雇用保険が適用になります
募集期間	1月7日(月)～21日(月)	1月7日(月)～31日(木)	申込問合せ 〒061-3292 花川北6条1丁目30番地2 こども相談センター ☎72-3195 ✉k-soudan@city.ishikari.hokkaido.jp
申込問合せ	〒061-3292 花川北6条1丁目30番地2 職員課 ☎72-3151 ✉syokuin@city.ishikari.hokkaido.jp	〒061-3292 花川北6条1丁目30番地2 こども家庭課 ☎72-3128 ✉k-katei@city.ishikari.hokkaido.jp	



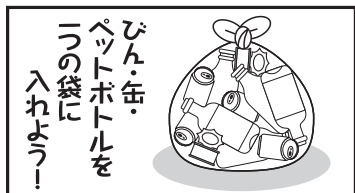
ごみをへらそう

●ごみ対策課 ☎72-3126 ☎75-2275
粗大ごみコールセンター ☎62-5353
✉gomi@city.ishikari.hokkaido.jp

買い物に出かける
ときはマイバッグ！
レジ袋はもらわない
ようにしましょう。

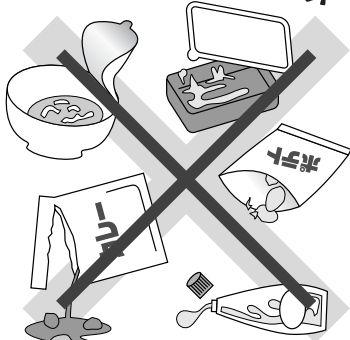


資源物の出し方



※資源物の対象外のびん・缶は「燃えないごみ」として、ペットボトルは「燃やせないごみ」として出しましょう！

ごみに出すときはきれいにしてから！



これらをごみに出すときは
水で洗い流すなど、必ず食べ残
しが混ざらないようお願いします。

「燃やせないごみ」は
食べ残しを混ぜないで

意外に多い?! ごみの出し方の間違い

ご協力をお願いします。

入れています。

燃やせないごみ」にスプレー缶やアルミの皿などの「燃やせないごみ」が多く混入しています。

スプレー缶やアルミ皿は「燃やせないごみ」です！



燃・え・な・い!
毎月第2水曜日に
出してね!

廃食用油を出すときは
キャップはしっかり閉めて！

平成19年6月から実施の廃食用油リサイクルモデル事業で、回収ボックスに出すとき、ペットボトルのキャップが閉まっていないものが見られます。回収ボックス設置場所が汚れる原因となるので、必ずキャップは閉めて、回収ボックスへ出してください。



家庭用生ごみ処理機の
購入補助をしています

家庭で生ごみをリサイクルして、たい肥をつくる「電動生ごみ処理機」「生ごみ処理容器」の購入費用の一部を補助する制度があります。制度をまだ利用されていない方で、購入を検討されている方は、ごみ対策課までお申し込みください。



廃食用油リサイクルモデル事業

対象 家庭から排出される廃食用油(植物性油に限る)

排出方法

- ①天かすなどの不純物を紙などでこして取り除く
- ②よく冷ました廃食用油を500mlのペットボトルに入れる
- ③近くの回収拠点に出す

パブリックコメント

「ごみを持ち込まない」「ごみを出さない」
～さらなるごみの減量化を目指して

【テーマ】 第2期ごみ減量化計画の策定について
【市の原案の概要】

第2期ごみ減量化計画は、今後、ごみの発生回避と排出抑制に力点を置き、リサイクルごみも含めたごみ処理総量の減量化を目指すために、市民・事業者・行政自らがごみを持ち込まない、ごみを出さない行動を取るための3つの柱について取り組みます。

【3つの柱】

- 1.ごみ発生回避と排出抑制の推進
- 2.市民・事業者へのPR・啓発の推進
- 3.パートナーシップの推進

※詳しくは、市ホームページ、あい・ボード、市役所1階情報公開コーナー、3階ごみ対策課、各支所地域振興課をご覧ください

【意見の提出方法】 氏名・住所・連絡先を明記の上、文書持参・郵送・ファックス・Eメール・録音テープのいずれかで提出。意見はどなたでも提出できます。

【提出期間】 1月7日(月)～2月7日(木)

【意見の検討結果】 3月中旬に公表予定

【提出先】 〒061-3292 協働推進・市民の声を聴く課

☎72-3153 ☎72-3199

✉kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

【問合せ】 ごみ対策課